

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
桜城	1	西下台町の地域づくりについて 西下台町地域は、市の中心部に位置しているが、道路幅の狭いところが多く、通学時や冬季の積雪期間、火災・災害発生時等のことを考えると、いつも不安を感じています。子どもたちから高齢者まで、安全で安心して生活できる地域づくりを目指し、次の2項目について懇談したい。 (西下台町町内会) 1 道路の整備計画と危険箇所の解消について ① 国道46号線館向町交差点から南に約300mある市道「梨木町館向町線」は、昭和13～15年に都市計画道路「梨木町・八幡森線」の一区間として両側に歩道と側溝(御影石)が整備されたが、それ以降は施工されず、都市計画街路からも消えてしまった。しかし、この市道に面する宅地部分に都市計画の規制がかかっているようであるが、どうしてか。今後、都市計画街路として復活するためなのか。または新たな路線として延長して整備する計画があるのか伺いたい。 ② 西下台町9番地内と市道「梨木町館向町線」の境にある危険極まりない三角地帯を解消していただきたい。 ③ 西下台踏切と梨木裏踏切の市道は、狭隘で、かつ急勾配で見通しが悪く、特にも冬期間の圧雪等による歩行者の安全確保が問題とされてきているが、どのような対策が考えられるか。 ④ 車両や歩行者の安全確保のため、穴ぼこ、亀裂が目立つ町内の道路全般の整備をお願いしたい。	1 道路の整備計画と危険箇所の解消について ① 国道46号館向交差点から梨木町までの都市計画道路につきましては、昭和13年に幅員11mとして決定され、昭和35年に基本幅員16mとする都市計画変更が行われております。このため、都市計画道路の計画区域内の部分に建物を建築する際には、基本的に「木造、鉄骨造等の構造で3階以下かつ地階なし」という建築制限がかかっているものです。 なお、この区間の整備につきましては、都市計画道路整備プログラムの見直しの中で検討することとしておりますが、整備着手には時間を要すると考えられますことから、今後、当地区の交通対策につきましては、地元の皆様との意見交換をする場を設け、課題等の改善策について考えてまいりたいと存じます。 ② 西下台町9番地内の市道梨木町館向町線と私道とが交差する部分の三角地帯は、民有地となっており、現在、ブロック等が設置されておりますが、一方、東側に隣接する土地も民有地となっており、前後の道路形状を踏まえると用地取得等による解消は、難しい状況でございますので御理解賜りたいと存じます。 なお、通行の安全対策として市道の通行区域を明確にするため、今年度サイドライン等の設置や三角地周辺にポールを設置してまいりたいと存じます。 ③ 歩行者の安全確保の対策といたしましては、滑り止め舗装への改良について検討してまいりたいと存じます。 また、冬期間の安全対策につきましては、踏切に融雪剤保管箱を設置し、地域の皆様や道路を利用する皆様の御協力を得ながら、凍結防止剤の散布を実施し、冬期間の安全確保を図ってまいりたいと存じます。 ④ 道路の穴ぼこや亀裂などにつきましては、随時の道路パトロール等による発見に努め、補修を実施しておりますが、行き届かない面もございますことから、市民の皆様にも情報提供の御協力をいただきながら、車両や歩行者の安全確保を図る、早期の補修を実施してまいりたいと存じます。	建設部 交通政策課 建設部 道路建設課 道路管理課 建設部 道路管理課 建設部 道路管理課

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
		2 防災・防犯に関わる事項について ① 西下台町15番地内の北上川左岸の護岸工事は進んでいない。国交省の管轄と思うが、今後の計画も含め実情を伺いたい。 ② 防災マップでは岩手大学構内が避難場所となっているが、いかんせん大学のフェンスが切れ目なく長すぎるので、一部に避難口の設置をお願いできないものか伺いたい。 ③ 緊急車両の進入が困難な場所(西下台町15・16番地内)での緊急時の対策はどうすべきか。 ④ 外灯がない広い駐車場は、夜間の防犯上危険である。私有地の駐車場であっても外灯等の設置を指導していただけないものか。 ⑤ 宅地の樹木が街路灯を覆ったり、通行の妨げになっている場合があるが、枝切り等の指導をお願いできないか。	2 防災・防犯に関わる事項について ① 河川管理者である岩手河川国道事務所に確認したところ、「当該箇所の上流部については、平成元年度に災害復旧による護岸を整備しておりますが、当該箇所については、当面は護岸等の整備計画はありません。なお、河岸洗堀などの状況が確認された場合は、対策を検討する」と伺っております。 市といたしましては、河川パトロールの強化と適切な対応についてお願いしてまいりたいと存じます。 ② 岩手大学構内の避難場所として、市では、理工学部グラウンドを洪水災害や大規模火災が発生した場合の緊急避難場所として指定しているところであり、グラウンドには、北側と南側の2カ所に出入口が設けられております。 西下台町方面から理工学部グラウンドに避難するための経路といたしましては、館向交差点を經由して御移動いただく経路のほか、岩手大学学生寮の出入口から、大学構内を抜けて、理工学部グラウンドに御移動いただく経路があります。 避難場所への経路の確保や出入口・避難口の確保などについて、今般、西下台町の皆さまから、岩手大学構内への出入口等の設置についての御要望につきましては、大学側にお伝えし、あわせて対応について検討していただくようお願いしたところであります。 市といたしましては、今後とも、地域の皆さまや大学側と協議・相談をしてまいりたいと存じます。 ③ 消防署では、消火活動を迅速かつ的確に行うため、狭隘な道路状況などの地域の実態を事前に把握し、消火活動の方法などを警防計画に定めているところであります。 消防署には大型車両の消防ポンプ自動車、消防団には普通車両の消防ポンプ自動車を配備しておりますので、連携した消火活動を行うこととしておりますが、車両が進入できない状況に対応するため、連結したホースを一気に延長できるホースカーなどを消防ポンプ自動車に装備しております。 地域の皆さまにおきましても、緊急時の活動の支障にならないよう、日頃から路上駐車などに注意していただくとともに、積雪時における消火栓や防火水槽の除雪に御協力いただきますようお願いいたします。	建設部 河川課 総務部 危機管理防災課 総務部 消防対策室

地区	No.		懇談事項	説 明	担当部課名
				④ 私有地の防犯対策につきましては、土地の所有者等の判断により行われるものであり、この場合は駐車場の利用者等の要望を受けて施設の管理者が屋外灯の設置等を検討するべきと存じます。当該土地の周辺地域における生活環境の保全を図るために防犯上若しくは景観上の必要がある場合は市が指導を行います。現状では私有地内における防犯上の措置について市が指導を行うことは難しいものと存じます。 なお、周辺道路を通行する歩行者等の安全を確保する必要がある場合には、町内会で周辺道路への街路灯の設置について御検討の上、市へ御相談いただきたいと存じます。 ⑤ 宅地の樹木につきましては、宅地の樹木が街路灯を覆ったり、通行の妨げになっている場合は、所有者へ剪定等の対応を指導してまいりたいと存じます。	市民部 くらしの安全課 建設部 道路管理課

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
桜城	2	福祉推進会自主防災組織の活動について	(1) 自主防災組織は、平常時には、防災知識の普及啓発活動や防災訓練などを行い、災害発生時には、情報の収集や伝達、初期消火、負傷者の救出や救護、そして住民の避難誘導などの活動が期待される組織であります。	総務部 消防対策室
		当福祉推進会の自主防災組織については、去る5月16日の総会で地区防災活動の推進、自主防災隊活動や自主防災隊未結成の町内会等への支援等を目的に防災部会として設置された。	地区自主防災組織の防災活動計画を作成する際は、推進会和町内会等の連携を考慮した内容を検討すべきと考えます。	
		防災活動は、平常時と災害時に分けた体制で実施することとし、防災計画策定等の作業を進めているが、市からご指導をいただき、今後、桜城地区自主防災組織として効果的で実効性のある活動をしたいと考えているので懇談をお願いしたい。	具体的には、災害時における効果的な人員体制として、統括する推進会に各町内会等から連絡員を配置することにより、情報の収集や伝達が速やかに行われ、状況把握や情報の共有が図られるものと存じます。	
		(1) 防災計画・役割等について指導いただきたい。 ・防災活動計画を作成する際のポイント ・平常時の活動や作業で重要となる項目 ・災害時における効果的な人員体制(平常時と違う人か)と 具体的な活動内容 ・平常時・災害時における推進会和町内会等の役割	また、平常時における活動においては、地元の消防団と連携した取組が効果的であると存じておりますし、消防団に対しても協力を呼びかけております。	
		(2) 防災は日頃の心がけや準備が大切で、その啓発が必要であるが、昨年全戸配布された「みんなの防災手帳」は実践的で素晴らしいと思う。市民への説明会等を考えていますか。	市といたしましては、自主防災組織の活動を支援するため、自主防災推進員を置き、自主防災組織に対する研修や訓練などで組織の育成強化を進めておりますので、自主防災隊の体制整備や具体的な活動の検討などについては、消防対策室に御相談いただきますようお願いいたします。	総務部 消防対策室
		(3) 桜城児童老人福祉センターは、自主防災組織の拠点施設であり、「収容避難場所」「災害弱者収容避難場所」「備蓄品保管場所」にも指定されている。災害時の情報連絡窓口となることから災害時も対応できる専用電話の設置はできないのか。	また、各自主防災組織を中心とする地域の研修会が開催される際に、「みんなの防災手帳」を説明していただきたいとの御要望を頂く場合もあり、その都度、対応をしておりますので、今後、研修を計画される際には、御相談いただきますようお願いいたします。	総務部 消防対策室
			(3) 市では、東日本大震災以降、市内の小中学校や活動センターなど、避難所に指定している施設等に設置している電話について、災害の応急対策等のために必要な通信を優先的に取り扱わなければならない場合に、NTTなどの電気通信事業者が通話規制をして電話がつながりにくくなった場合でも、電話をかける場合に優先的に回線が確保される「災害時優先電話」として登録を進めてまいりました。	
			桜城児童・老人福祉センターに設置しております電話も登録済みとなっておりますので、災害時に情報発信する場合に役立つものと存じております。	

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
		(4) 市防災マップ(平成16年11月)の更新予定はありますか。防災マップを持っておらず、災害時の避難場所が分からない方もいるので、新しいものを配布していただきたい。 (5) 地域担当職員は、自主防災組織とはどの程度の関わりをもてるのか。災害時の各自主防災会は町内の対応で手一杯で、推進会防災会に人員の派遣は難しいと思われるので、推進会の防災組織のメンバーになっていただけないか。 (6) 推進会自主防災組織の備蓄品目のアドバイスと参考になるような活動をしている地区を紹介いただければ幸いです。	(4) 盛岡地域に係る防災マップにつきましては、平成16年の作成・配布から相当の期間を経過しておりますことから、更新が必要と考えております。 新たな防災マップにつきましては、国や県による洪水時における浸水想定区域の見直しの内容を踏まえ、また、これに伴う避難場所等の見直し等を行いながら作成する必要があるものと存じており、平成29年度に新たなマップを作成し、地域の皆さまにお配りしたいと考えております。 なお、地域の避難場所等につきましては、防災マップのほか、市のホームページなどでもお知らせしているところですが、今後、広報もりおかにも掲載するなど、地域の皆さまへの周知に努めてまいりたいと存じます。 (5) 地域担当職員の業務は、次の5つです。 ① 災害時における被災箇所の状況把握及び第一報 ② 地域協働に関わる業務 ③ コミュニティ推進地区組織の総会への出席 ④ 要望を受けた場合の所管課への取り次ぎ ⑤ 空き地・空き家等に関する状況把握 ①の「災害時における被災箇所の状況把握及び第一報」とは、休日等に職員が居住する地区にいた場合に、災害警戒本部が設置され、職員が被災箇所を把握したときに、その被災箇所や状況等を災害警戒本部に連絡することです。 また、災害警戒本部を設置する前であっても、異常を把握した場合には、地域担当職員は当然に市へ連絡します。 なお、災害対策本部が設置された場合、すべての市職員は本部の業務に従事します。そのため、地域担当職員が業務として自主防災会に関わったり、推進会防災会のメンバーになることにより、地域の防災組織に混乱が生じる可能性があるため、地域の防災組織への従事は難しいものと考えております。	総務部 危機管理防災課 市民部 市民協働推進課

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
			(6) 地域で確保しておくべき防災資材等については、別紙のとおり、「地域で備えておきたい防災資器材」と「各世帯で備えておきたい非常持ち出し品」を例示しております。 また、市では、自主防災組織への支援として、結成時に救助用器具等の防災資器材を交付しているほか、平成19年度からコミュニティ助成事業の助成金(いわゆる宝くじ助成)を活用して、市内30のコミュニティ地区の組織の結成状況を把握しながら、結成が進んでいる地区に対しまして、町内会等が共同で活用していただくための防災資器材を購入しております。 それぞれの町内会等の状況は異なりますことから、防災資器材の選定などについて、具体的な検討をされる際には、消防対策室に御相談いただきますようお願いいたします。 地区推進会単位での自主防災組織の結成状況については、地区福祉推進会とコミュニティ地区組織は同じ構成組織になっている地区が多くなっているようですが、現在、市内30のコミュニティ地区の中で、みたけ地区、北厨川地区、青山地区、仙北地区、東厨川地区、松園地区、上米内地区の7つの地区が自主防災会として組織されています。 これらの地区では、毎年、又は隔年で、避難訓練や情報伝達訓練など総合的な訓練を実施しております。自主防災会としての活動は、町内会相互の協力や運営方法の工夫により、地区内の各町内会の負担軽減につながり、共助のあり方としても効果的で望ましい体制であると存じております。	総務部 消防対策室